

# 守成クラブ諏訪湖 全国会員大会参加補助費規程

## 第1条（目的）

この規程は、原則として守成クラブ諏訪湖会場の世話人(代表・事務局長・会計・副代表・顧問・相談役・チームマネージャー)・事務局員が、全国会員大会に参加するときの補助について定める。

## 第2条（適用範囲・条件）

本規程は、原則として守成クラブ諏訪湖会場の世話人(代表・事務局長・会計・副代表・顧問・相談役・チームマネージャー)・事務局員に適用する。

※参加者は各分科会(又はそれに準ずる会)に参加することを必須とする(代表者会議は代表のみ)。

## 第3条（参加補助申請手続き）

参加補助を申請しようとする者は、予め所定の「参加補助申請書および受領書」を会場三役に提出し、会場三役の承認を得なければならない。

## 第4条（補助支払い・清算）

参加補助申請手続き終了後、速やかに申請者に参加補助費を支給する。

その際、「参加補助申請書および受領書」の受領印にて精査されたとし会計処理をする。

## 第5条（参加報告）

全国会員大会開催後の次の例会内にて、参加者代表が参加報告を行なう。

## 第6条（支給補助金額）

本規程第2条から第3条に定める条件を満たした上、下記に定めるものとする。

| 役職             | 補助金額例    |
|----------------|----------|
| 代表             | 50,000 円 |
| 事務局長、会計、副代表    | 40,000 円 |
| 顧問、相談役、世話人、事務局 | 30,000 円 |
| 一般会員（正会員）      | 要相談      |

※補助金額の合計 30 万円(予算枠)を上限とし、予算枠内での支給金額を世話人会にて協議の上決定する。

※予算枠は年度毎の予算編成により変動することがある。

## 第7条（見直し）

本規程は、世話人会において、当会の会計年度毎の見直し・更新を行なう。

付則 この規程は、2024 年 5 月 1 日より施行する。